

議案第 59 号

北海道市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

清水町長 辻 康 裕

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合規約（平成３１年２月２２日市町村第１８７７号指令）の一部を次の表のように変更する。

（下線部分は改正箇所）

改 正 後		改 正 前	
別表第１（第２条関係） 組合を組織する地方公共団体		別表第１（第２条関係） 組合を組織する地方公共団体	
管内	市町村・一部事務組合及び広域連合	管内	市町村・一部事務組合及び広域連合
檜山振興局（１０）	（略）、檜山広域行政組合 、北部桧山衛生センター 組合	檜山振興局（１１）	（略）、檜山広域行政組合、 <u>江差町・上ノ 国町学校給食組合</u> 、北部桧山衛生センター 組合
別表第２（第３条関係）		別表第２（第３条関係）	
共同処理する事務	共同処理する団体	共同処理する事務	共同処理する団体
１～７（略）	（略）	１～７（略）	（略）
８（略）	（略）	８（略）	（略）
９ 地方公務員災害 補償法（昭和４２年 法律第１２１号）第 ６９条の規定に基 づく非常勤の職員 の公務上の災害又 は通勤による災害 に対する補償に関 する事務	（略）、檜山広域行政組合 、北部桧山衛生センター 組合（略）	９ 地方公務員災害 補償法（昭和４２年 法律第１２１号）第 ６９条の規定に基 づく非常勤の職員 の公務上の災害又 は通勤による災害 に対する補償に関 する事務	（略）、檜山広域行政組合、 <u>江差町・上ノ 国町学校給食組合</u> 、北部桧山衛生センター 組合（略）
１０（略）	（略）	１０（略）	（略）

附 則

この規約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。